

「店頭外国為替証拠金取引インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成29年7月24日)

現 行			変 更 後		
(前 文)	(省 略)		(前 文)	(現行どおり)	
(枠 内)	(省 略)		(枠 内)	(現行どおり)	
I～VI	(省 略)		I～VI	(現行どおり)	
カバー先の商号	業務内容	監督当局	カバー先の商号	業務内容	監督当局
ケイシージー (KCG)	証券業	米金融取引業規制 機構	(削 除)		
(追 加)			CCM ALPHA FUND LLC	リクイディ ティプロバ イダー	米国先物協会
VII～IX	(省 略)		VII～IX	(現行どおり)	
別紙			別紙		
8 注文の種類			8 注文の種類		
① (省 略)			① (現行どおり)		
②指値注文 (省 略)			②指値注文 (現行どおり)		
トライオート FX			トライオート FX		
○			○		
※1 お客様の指定価格で約定しますが、月曜日や日次 処理終了後の取引開始時は、お客様の条件を満たした 最初の価格が約定価格となります			※1 お客様の指定価格で約定しますが、月曜日や日次 処理終了後の取引開始時は、お客様の条件を満たした 最初の価格が約定価格となります		
※2 発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当 社は受注し、受注した時点の次の配信価格から約定判 定を開始します。			※2 発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当 社は受注し、受注した時点の次の配信価格から約定判 定を開始します。		
(追 加)			※3 発注可能な指定価格に制限がございます。詳細は <u>ホームページまたは操作マニュアルをご参照くださ い。</u>		
③逆指値注文 (ストップ) (省 略)			③逆指値注文 (ストップ) (現行どおり)		
トライオート FX			トライオート FX		
○			○		
※1 発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当 社は受注し、受注した時点の次の配信価格から約定判 定を開始します。			※1 発注時の当社価格と指定価格が同価格の場合、当 社は受注し、受注した時点の次の配信価格から約定判 定を開始します。		
(追 加)			※2 発注可能な指定価格に制限がございます。詳細は <u>ホームページまたは操作マニュアルをご参照くださ い。</u>		

<p>9 (省 略)</p> <p>10 注文、建玉制限および注文の有効期限 (省 略)</p> <p>(大口注文による約定の注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大口注文（指値以外の 100 万通貨超の注文）は、同注文をカバー先に発注し、<u>カバー先で約定した価格に 0.2pips～最大 5.0pips を上乗せした価格が約定価格となります。</u></li> <li>・成行、<u>強制決済、ロスカット、逆指値、一括注文</u>で 1,000k（100 万通貨）超の注文の場合、大口注文による約定となります。</li> </ul> <p>11 取引レート</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) トライオート FX・FX24</p> <p>① (省 略)</p> <p>(a) <u>レート配信を停止するカバー先が増加するなどの理由により、レートの配信元が著しく減少した場合。</u></p> <p>(b)～(d) (省 略)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 平成 29 年 4 月 3 日</p>	<p>9 (現行どおり)</p> <p>10 注文、建玉制限および注文の有効期限 (現行どおり)</p> <p>(大口注文による約定の注意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大口注文（指値以外の 100 万通貨超の注文）は、同注文をカバー先に発注し、<u>カバー先で約定した価格に通常は 0.2pips を上乗せした価格が約定価格となります。上乗せ幅が変更となる場合は、事前にマイページ、またはホームページにてお知らせいたします。</u></li> <li>・成行、<u>逆指値、一括注文</u>では、<u>個々の注文が 1,000k（100 万通貨）超の注文の場合、大口注文による約定方式が採用されます。ロスカット注文および強制決済注文は、決済される売りポジションの合計、もしくは買いポジションの合計が 1,000k 超の場合、当該注文は大口注文による約定方式が採用されます。</u></li> </ul> <p>11 取引レート</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) トライオート FX・FX24</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>(a) <u>ウェリントンクローズからニューヨーククローズまでのニュージーランド絡みの通貨ペアは、正常にレートを当社に配信するカバー先が 2 社未満となった場合、上記以外の時間帯は正常にレートを当社に配信するカバー先が 3 社未満となった場合など、レートの配信元が著しく減少した場合。</u></p> <p>(b)～(d) (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上 平成 29 年 7 月 24 日</p>
--	---